

市川市教育支援委員会条例

(設置)

第1条 本市に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市川市教育支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、特別の支援を必要とする幼児の適正な就園及び転園並びに児童及び生徒の適正な就学及び転学に関し、教育委員会の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

2 委員会は、前項の規定による調査審議をするに当たっては、幼児にあっては就園及び転園後に、児童及び生徒にあっては就学及び転学後に、それぞれ一貫した支援が継続的に行われるよう配慮するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 学識経験のある者
- (3) 特別支援教育の関係者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

5 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員のうちから互選す

る。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、3親等以内の親族に関する事項の議事に加わることができない。

(専門部会)

第7条 委員会に、専門の事項の調査研究をさせるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。
- 3 専門部会は、調査研究の経過及び結果を委員会に報告するものとする。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第10条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第11条 前各条に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員会が教育委員会の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の市川市心身障害児就学指導委員会条例（次項及び附則第4項において「旧条例」という。）第1条に規定する市川市心身障害児就学指導委員会（以下「就学指導委員会」という。）にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは委員会にされた諮問とみなし、当該諮問について就学指導委員会がした調査審議の手続は委員会がした調査審議の手続とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第4条第1項の規定により委嘱された就学指導委員会の委員である者は、平成27年4月1日に、改正後の市川市教育支援委員会条例（次項において「新条例」という。）第4条第1項の規定により委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧条例第4条第1項の規定により委嘱された就学指導委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第5条第1項の規定により互選された就学指導委員会の委員長又は副委員長である者は、それぞれ、平成27年4月1日に、新条例第5条第1項の規定により委員会の委員長又は副委員長として互選されたものとみなす。

（市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 5 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2心身障害児就学指導委員の項中「心身障害児就学指導委員」を「教育支援委員会委員」に改める。